



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 26 日 (金)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	平成 22 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (3) (教育総務課) 2 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 13 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 (5) (人権教育課) 15
◇ 教委訓令	平成 22 年 4 月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う 関係訓令の整備等に関する訓令 (1) (教育総務課) 19

教育委員会規則

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第3号

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条項並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 本庁組織(第3条 第12条) 第3章 地方機関の組織(第13条 第17条) 第4章 附属機関(第18条) 第5章 本庁機関以外の教育機関(第19条) 第6章 職員の定数(第20条) 第7章 雑則(第21条) 附則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>教育委員会</u> の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関(教育長及	目次 第1章 総則(第1条・ <u>第1条の2</u>) 第2章 本庁組織(第2条 第10条) 第3章 地方機関の組織(第11条 第15条) <u>第3章の2 本庁の組織</u> 以外の教育機関(第15条の2) 第4章 職員の定数(第16条) 第5章 雑則(第17条) 附則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>鳥取県教育委員会</u> の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する <u>教育委員</u>

び学校を除く。以下同じ。)の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。

(機関の分類)

第2条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、教育委員会事務局、附属機関及び教育機関とする。

2 教育委員会事務局は、本庁と地方機関とに区分する。

3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。

4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち本庁以外のものをいう。

5 附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関をいう。

6 教育機関は、本庁機関と本庁機関以外の教育機関とに区分し、本庁機関は、次の各号に掲げる教育機関とする。

(1) 鳥取県教育センター設置条例(昭和48年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された鳥取県教育センター(以下「教育センター」という。)

(2) 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された鳥取県立図書館(以下「図書館」という。)

(3) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)第2条の規定により設置された鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)

7 本庁及び本庁機関は、本庁組織とする。

会事務局(以下「事務局」という。)及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定するものとする。

(組織の区分)

第1条の2 事務局の組織は、本庁及び地方機関とする。

2 教育機関は、本庁の組織たる機関とその他の機関とに区分する。

3 本庁とは、次条の表の左欄に掲げる課、室及び教育機関(以下「課等」という。)をいう。

4 地方機関とは、教育局及び妻木晩田遺跡事務所をいう。

第2章 本庁組織

(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置)

第3条 本庁は別表第1の第1項から第5項まで、第7項、第8項、第10項、第11項及び第13項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。

第2章 本庁組織

(課等及びその内部組織の設置)

第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。

教育総務課	総務係、給与担当、人事担当 教育企画室
福利室	健康管理担当、給付担当
教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、建築技術担当
小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係
教育センター	鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項に定める課及び室並びに係
高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室
家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係
図書館	鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項に定める課、室、係及び担当
人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 育英奨学室
文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
博物館	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項に定める課、係及び担当
体育保健課	管理担当、健康教育係、体育係
スポーツ振興課	総務担当、生涯スポーツ係、競技スポーツ係

2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。）第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。）第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。）第2条第1項の規定により別表第1の第6項、第9項及び第12項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

（本庁及び本庁機関の分掌事務）

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。
教育総務課～特別支援教育課 略

高等学校課及び家庭・地域教育課 略

人権教育課 略

文化財課

(1)～(3) 略

(4) 鳥取県立むきばんだ史跡公園に関すること。

(5)及び(6) 略

（各課等の分掌事務）

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。
教育総務課～特別支援教育課 略

教育センター

教育センターの分掌事務は、教育センター規則の定めるところによる。

高等学校課及び家庭・地域教育課 略

図書館

図書館の分掌事務は、図書館規則の定めるところによる。

人権教育課 略

文化財課

(1)～(3) 略

(4) 妻木晩田遺跡事務所に関すること。

(5)及び(6) 略

博物館

博物館の分掌事務は、博物館規則の定めるところによる。

体育保健課

(1) 学校体育に関すること。

(2) 学校給食に関すること。

(3) 学校保健に関すること。

(4) 学校安全に関すること。

(5) 学校医の公務災害補償に関すること。

(6) 県営社会体育施設に関すること。

スポーツ振興課

(1) スポーツに係る調査研究に関すること。

(2) スポーツに係る指導及び助言に関すること。

(3) スポーツ関係職員その他関係者の研修に関すること。

(4) スポーツ指導者の養成に関すること。

(5) スポーツに係る情報の提供に関すること。

(6) スポーツに係る相談に関すること。

(7) その他スポーツの振興を図るために必要な事務

スポーツ健康教育課

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) 競技スポーツの向上に関すること。
- (4) 県営社会体育施設に関すること。
- (5) 学校保健に関すること。
- (6) 学校安全に関すること。
- (7) 学校給食及び食育に関すること。
- (8) 学校医の公務災害補償に関すること。

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教育に関する研究調査に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。
- (5) 情報教育の推進に関すること。
- (6) 学校教育の総合的かつ専門的な支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。

3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。

図書館

- (1) 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の調査、研究、収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の利用に関すること。
- (3) 図書館資料に係る参考相談に関すること。
- (4) 他の図書館又は図書室との連絡及び協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか県民の教育及び文化の発展のために必要な事業に関すること。

博物館

- (1) 博物館資料（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第3項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究に関すること。

<p>(4) <u>教育活動その他の活動の機会の提供に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>他の博物館、図書館、学校等との連絡及び協</u> <u>力に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか県民の教育、学術</u> <u>及び文化の発展のために必要な事業に関するこ</u> <u>と。</u></p>	
<p>(係等の分掌事務)</p> <p><u>第5条</u> <u>本庁の内部組織の分掌事務は、本庁の各課の</u> <u>長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>2 <u>本庁機関の内部組織の分掌事務は、教育センター</u> <u>規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところに</u> <u>よる。</u></p>	<p>(係等の分掌事務)</p> <p><u>第4条</u> <u>係等の分掌事務は、課長がこれを定め、その</u> <u>都度教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育センター、図書館</u> <u>及び博物館に置く係等の分掌事務は、教育センター</u> <u>規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところに</u> <u>よる。</u></p>
<p>(課長会議)</p> <p><u>第6条</u> <u>重要施策の審議、本庁組織における連絡調整</u> <u>を図るため、課長会議を置く。</u></p> <p>2 <u>課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育</u> <u>長がこれを主宰する。</u></p>	<p>(課長会議)</p> <p><u>第5条</u> <u>重要施策の審議、各課等との間の連絡調整を図</u> <u>るため、課長会議を置く。</u></p> <p>2 <u>課長会議は、課等の長をもって構成し、教育長が</u> <u>これを主宰する。</u></p>
<p>(職制)</p> <p><u>第7条</u> <u>本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」とい</u> <u>う。)並びに本庁及び本庁機関の内部組織(以下</u> <u>「係等」という。)に、それぞれその長を置く。</u></p> <p>2 <u>特に必要があると認めるときは、事務局に理事</u> <u>監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課</u> <u>長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課</u> <u>に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、</u> <u>家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及</u> <u>びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文</u> <u>化財主査を置くことができる。</u></p>	<p>(職制)</p> <p><u>第6条</u> <u>課等及び係等に、それぞれその長を置く。</u></p> <p>2 <u>特に必要があると認めるときは、事務局に理事</u> <u>監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課</u> <u>長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課</u> <u>に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、</u> <u>家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及</u> <u>び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査</u> <u>を置くことができる。</u></p>
<p><u>第8条</u> 略</p>	<p><u>第7条</u> 略</p>
<p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>第7条の2</u> 略</p>
<p>(事務処理の例外)</p>	<p>(事務処理の例外)</p>
<p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>第8条</u> 略</p>
<p><u>第11条</u> <u>臨時又は特命の事項については、第4条の規</u> <u>定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協</u> <u>議会等を設けて事務を処理させることができる。</u></p>	<p><u>第9条</u> <u>臨時又は特命の事項については、第3条の規</u> <u>定にかかわらず特に職員を指定し、又は審議会、協</u> <u>議会等を設けて事務を処理させることができる。</u></p>

(課等の職員の事務分担)

第12条 略

第3章 地方機関の組織

(教育局の設置)

第13条 略

(教育局の位置及び管轄区域)

第14条 略

(教育局の分掌事務)

第15条 略

(教育局の職制及び職務)

第16条 略

(地方機関の職員の事務分担)

第17条 略

第4章 附属機関

第18条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属

(課等の職員の事務分担)

第10条 略

第3章 地方機関の組織

(教育局の設置)

第11条 略

(教育局の位置及び管轄区域)

第12条 略

(教育局の分掌事務)

第13条 略

(教育局の職制及び職務)

第14条 略

(妻木晩田遺跡事務所の設置等)

第14条の2 妻木晩田遺跡事務所を西伯郡大山町に設置し、その事務を分掌させるため、総務係及び調査整備係を置く。

(妻木晩田遺跡事務所の分掌事務)

第14条の3 妻木晩田遺跡事務所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 所員の身分及び服務に関すること。
- (3) 遺跡の維持管理、発掘調査及び整備に関すること。
- (4) 遺跡の普及啓発、情報発信に関すること。

(妻木晩田遺跡事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡事務所に所長を、係に係長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

3 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

(地方機関の職員の事務分担)

第15条 略

機関は、別表第2の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は庶務をつかさどる機関は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりである。

第5章 本庁機関以外の教育機関

第19条 第2条第6項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）
むきばんだ史跡公園	鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）

第6章 職員の定数

（職員の定数）

第20条 略

第7章 雑則

第21条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 教育総務課	総務係、給与担当、人事担当、 教育行政監察担当 教育企画室
2 福利室	健康管理担当、給付担当
3 教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校 整備・情報化担当、建築技術担 当
4 小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
5 特別支援教 育課	総務担当、管理係、指導係、高 等特別支援学校準備担当
6 教育センタ ー	教育センター規則第3条第1項 に定める課及び室並びに係
7 高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校改革推進室

第3章の2 本庁の組織以外の教育機関

第15条の2 第1条の2第2項に規定するその他の機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。

略	
埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）

第4章 職員の定数

（職員の定数）

第16条 略

第5章 雑則

第17条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

8 家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係
9 図書館	図書館規則第2条第1項に定める課、室、係及び担当
10 人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 育英奨学室
11 文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
12 博物館	博物館規則第2条第1項に定める課、係及び担当
13 スポーツ健康教育課	総務担当、体育・スポーツ担当 健康教育室

別表第2（第18条関係）

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育総務課
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	小中学校課
鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見具申に関する事務	家庭・地域教育課

鳥取県立図書館協議会	図書館法第14条の規定による館長の諮問に応じて行う図書館奉仕についての館長に対する意見具申に関する事務	図書館
鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて行う文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	文化財課
鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第2条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務課</td> <td style="width: 80%;">総務係・設備担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	総務係・設備担当	略		<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務課</td> <td style="width: 80%;">総務係・設備係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	総務係・設備係	略	
総務課	総務係・設備担当								
略									
総務課	総務係・設備係								
略									

（鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（実施校）	（実施校）

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名	
略			
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科
略			

第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等学校名	課程名	学科名	
略			
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科
		体育学科	スポーツ科学科
略			

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課等の長、理事監、教育次長、次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)~(9) 略</p> <p><u>(10) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)第4条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(11) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第6条の規定により置かれる課等の長、理事監、教育次長、次長及び参事監、<u>同規則第14条第1項の規定により置かれる局長並びに同規則第14条の4第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(3)~(9) 略</p> <p>(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第4号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理並びに<u>教育委員会の権限に属する事務の教育長の専決</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 <u>教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</u></p> <p>（1）<u>第2条第9号に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</u></p> <p>（2）<u>第2条第13号に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</u></p> <p>（3）<u>第2条第14号に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</u></p> <p>（4）<u>第2条第15号に掲げる事務</u></p> <p>（5）<u>第2条第19号に掲げる事務</u></p> <p>（6）<u>第2条第22号に掲げる事務</u></p> <p>（7）<u>第2条第25号に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</u></p> <p>2. <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、前項</u></p>

<p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</p>	<p><u>各号に掲げる事務以外の事務を教育長に専決させることができる。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前2項の規定により専決した事務について、必要があると認めたときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第5条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務又は前条の規定により専決することができる事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</p> <p>(再委任等)</p> <p>第6条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務又は第4条の規定により専決することができる事務を職員に委任し、又は職員に専決させることができる。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添付して、<u>現に在学する高等学校等（以下「在学高等学校等」という。）の長</u>を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p>	<p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添付して、<u>在学高等学校等の長</u>を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（大学等奨学資金の貸与の申請）</p>
<p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>予約申請</u>と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>予約申請</u> 大学等への入学（当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。）をし<u>ようとするもの</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>高等学校等在学時申請</u>と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等学校等在学時申請</u> <u>高等学校等の第2学年に在学する者（学年による教育課程の区分を設けない課程に在学する者にあつては、教育長が別に定める者）</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県</p>	<p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県</p>

大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）（別記様式第1号の5）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者（高等学校等に在学する者を除く。）については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 略

3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人（現に高等学校等に在学する貸与予定者にあつては、本人及び在学高等学校等の長）に通知するものとする。

4 貸与予定者は、第2項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度に大学等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

5 略

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）		
略		
申請に係る資格	立 学 校 課 程 科 第 学 年 在 ・ 卒	年 月 高等学校卒業程度 認定試験（大学入学資格検定）合格
略		

（裏）

略
備考 略

大学等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の5）に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する高等学校等の長に通知するものとする。

4 貸与予定者は、第2項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内（定時制の課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、4年以内）に大学等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

5 略

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）	
略	
在学高等学校等名	立 学 校 分 校 課 程 科 第 学 年
略	

（裏）

略
備考 略

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(大学等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請に係る資格を有する者は、<u>大学等への入学(当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。)</u>をしようとする者とする。</p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>(奨学資金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条の4 教育委員会は、第4条の4の規定による申請書又は第4条の3第5項若しくは第5条の2第5項の規定による届出書の提出があった場合におい</p>	<p>(大学等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、<u>予約申請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>予約申請 大学等への入学(当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。)</u>をしようとするもの</p> <p>(2) <u>大学等在学時申請 大学等に在学する者</u></p> <p>第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(予約申請用)(別記様式第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2~5 略</p> <p>第5条の3 <u>大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、出身高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県大学等奨学資金貸与推薦調書</u></p> <p>(2) <u>その者の属する世帯の所得を証する書類</u></p> <p>(3) <u>在学証明書</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第5条の4 略</p> <p>(奨学資金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条の5 教育委員会は、第4条の4若しくは第5条の3の規定による申請書又は第4条の3第5項若しくは第5条の2第5項の規定による届出書の提出</p>

<p>ては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>別記様式第1号の5（第5条の2関係） （表）</p> <table border="1" data-bbox="244 427 791 551"> <tr> <td>鳥取県大学等奨学資金貸与申請書</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <table border="1" data-bbox="244 595 791 633"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>別記様式第2号（第5条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="244 759 791 797"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	鳥取県大学等奨学資金貸与申請書	略	略	略	<p>があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>別記様式第1号の5（第5条の2関係） （表）</p> <table border="1" data-bbox="839 427 1386 551"> <tr> <td>鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <table border="1" data-bbox="839 595 1386 633"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p> <p>別記様式第2号（第5条の2、第5条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="839 759 1386 797"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）	略	略	略
鳥取県大学等奨学資金貸与申請書									
略									
略									
略									
鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（予約申請用）									
略									
略									
略									

第3条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第5条の2第4項の規定は、この規則の施行の日以後新たに貸与予定者として決定する者について適用し、同日前に貸与予定者として決定されている者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、平成23年4月1日以後に行われる貸与の申請について適用し、同日前に行われる貸与の申請については、なお従前の例による。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

平成22年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

(鳥取県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 <u>教育委員会の事務局の内部組織のうち教育長の直近下位に設けられる課(課に相当するものを含む。)</u>及び地方機関(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第2条第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 <u>教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)</u>第1条の2第3項に規定する本庁のうち、<u>教育センター、図書館及び博物館を除いたものをいう。)</u>の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>

(鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第2条第3項に規定する本庁をいう。</p> <p>(3) 所属所 地方機関(組織規則第2条第4項に規定する地方機関をいう。)、各県立学校及び各教育機関をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁(教育センター、図書館及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 所属所 地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)、各県立学校及び各教育機関をいう。</p>
--	---

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。